

# 報道資料

提供日 平成30年2月28日  
タイトル あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求  
担当 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局 第2医療給付室  
連絡先 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階  
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局（担当：第2医療給付室）  
電話 054(270)5530 E-mail [jimukyoku@shizuoka-ki.jp](mailto:jimukyoku@shizuoka-ki.jp)

---

## あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求について

静岡県内において、あん摩・マッサージ業務を営む者が、不正に療養費を受給していたことが判明した。

### 1 不正請求の概要

#### (1) 不正請求を行った者

三島市東大場1丁目 海野 真理子（マザー・マリー治療院（三島市東大場1丁目23番11号）の開設者）

#### (2) 不正受給額

4,063,704円（平成26年6月～平成29年7月施術分、被保険者10名・162件）

※件数は、不正が判明した申請書の件数。

#### (3) 不正内容

##### ① 施術日の水増し請求

施術を行っていない日を施術日として水増しして記載し、保険請求していた。

##### ② 架空請求

施術を一切行っていないにもかかわらず、施術したとして架空に申請書を作成し、保険請求していた。

##### ③ 施術師の判断による一部負担金の免除

あん摩マッサージ指圧施術療養費について、一部負担金を施術者の判断で故意に免除していた。

##### ④ 療養費支給申請書の虚偽記載による保険請求

被保険者から一部負担金を受領していないにもかかわらず、一部負担金を受領したとして申請書に虚偽の記載をし、保険請求していた。

### 2 広域連合としての対応について

同氏に対し、2月22日付けで不正受給額計4,063,704円を返還請求し、平成30年3月1日から5年間代理受領の取扱いを中止した。刑事告訴することも検討している。

### 3 広域連合長（北村正平）のコメント

不正請求があったことは誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、不正受給額の返還を求めるとともに、代理受領の取扱いを中止するなど厳正に対処してまいります。

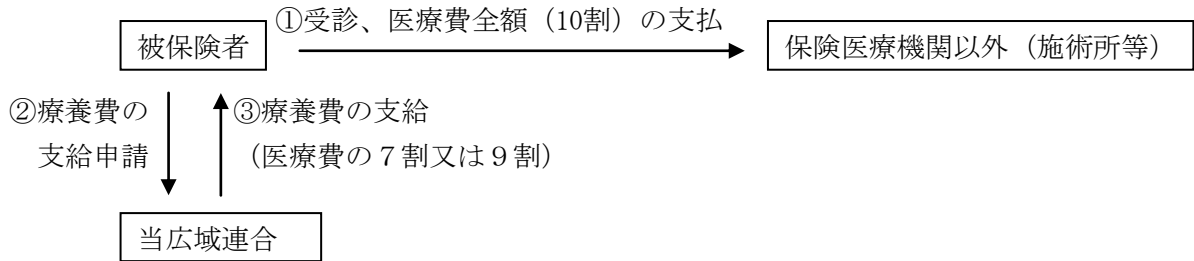
今後も、保険給付の適正な執行により財政の安定化と後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいります。

## 【参考】

### 1 療養費について

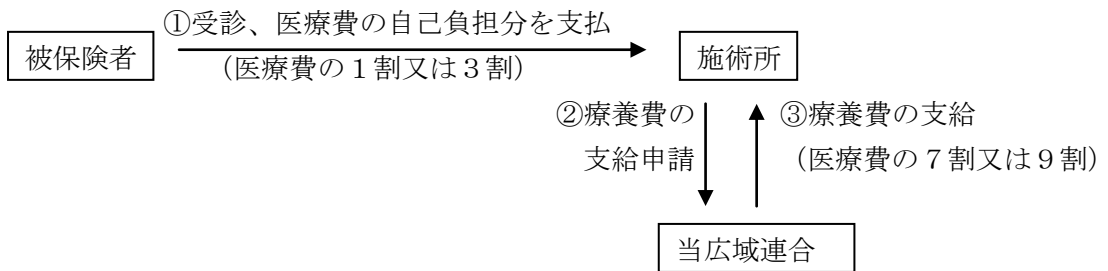
療養費とは、被保険者が保険医療機関以外の医療機関等を受診した際に支払う医療費全額のうち、保険給付分（医療費の7割又は9割）を被保険者からの申請によって償還払いする方法である。

結果として、被保険者は自己負担分（1割又は3割）のみを負担することになる。



### 2 代理受領について

当広域連合では、被保険者の負担軽減のため、被保険者本人が柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費の受取を施術者に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認め、被保険者が自己負担分のみでこれらの施術所を受診できるようにしている。



### 3 一部負担金について

保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に、高齢者の医療の確保に関する法律に定める割合（1割又は3割）を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、後期高齢者医療広域連合が減額および免除の措置を採ることができる。